

公益社団法人芝法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 芝法人会（以下「この法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 この法人の会費年額は、「別表」のとおりとする。

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。

ただし、新規会員は、入会時に 当該事業年度分とその次の事業年度分を納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- (1) 振込
- (2) 自動引落とし

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

3 改正・施行 令和6年6月11日

ただし、令和6年6月11日以前に入会手続を完了し会員となっている者には、令和7年度分の会費請求時から適用する。

公益社団法人 芝法人会 「会費規程」 別表

令和6年6月11日

種別	資本金	年会費
【 正会員 】		
S-1	500万円未満	18,000
S-2	500万円以上	24,000
S-3	1,000万円以上	33,000
S-4	3,000万円以上	39,000
S-5	5,000万円以上	45,000
S-6	1億円以上	63,000
S-7	50億円以上	72,000
S-8	100億円以上	78,000
S-9	公益法人、社団法人・財団法人等、 医療・宗教・学校法人等、認定NPO法人等、 各種組合等、外国法人、 その他資本出資を有しない法人	18,000
S-10	支店、営業所、出張所	18,000
S-11	島嶼地区	5,000
【 特別会員 ※1 】		
T-1	芝税務署管轄外の法人	21,000
T-2	個人	15,000
T-3	本店が【正会員】の支店、営業所、出張所	18,000

■正会員：芝税務署管内に所属する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者

■特別会員（※1）：当会の事業を賛助するため入会した、正会員の規程に該当しない法人、法人の事業所または個人

※ 総会における議決権がございません。

※ 「支店、営業所、事業所」の場合、下記に該当する法人は、「特別会員」となります。

◇ 芝税務署管内に本店がある場合で、その本店が会員の場合は、「特別会員」となる。

◇ 芝税務署管外に本店がある場合で、その支店等が正会員となっているときは、1支店を正会員とし、その他の支店については、「特別会員」となる。